

交通安全規定

第1条 自転車で通学する場合は必ず許可をうけたのち、登録票を付けること。又、自転車通学をとりやめたり、登録票を紛失、又は破損したりした時は、直ちに係の先生まで申し出ること。

第2条 自転車は所定の場所に整頓しておくこと。

第3条 自転車には次反射鏡（又は尾灯）、前照灯、ブレーキ、ベルの安全装備をつけること。

第4条 高価なものや、安全性に問題があるものは禁止する。

第5条 自転車に乗る場合は交通規則を守ること。特に二人乗り、並列進行、傘さし運転、ながら運転をしないこと。

第6条 運転免許証（四輪・オートバイ）取得は原則として禁止する。（四ない運動の推進）

第7条 交通事故、交通違反をおこした場合は、学校にすぐ届出をしなければならない。

旅行規定

第1条 宿泊を伴う旅行は、学校行事と重ならないように計画し、保護者の同意を得ること。

第2条 学割が必要な場合は保護者と相談してから担任に申し出ること。「学生割証交付願」を記入し担任に提出すること。

第3条 学割の発行については、文部科学省に定められた以下の7項目にのみ許可する。

（1） 休暇、所用による帰省

（2） 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動

（3） 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動

- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

ア ル バ イ ト 規 定

第1条 アルバイトは原則禁止とする。アルバイトをしなければならない事情が生じた者については、指導部で検討する。

第2条 アルバイトは学校生活に支障のない範囲で行う。成績不振や生活態度に問題がある場合は中断または禁止もあり得る。勤務時間は、午後8：00を越えてはいけない。

第3条 アルバイトは毎日連続の勤務を許可しない。長期休業中は半分の日数まで（休日も含む）とする。

第4条 職種としては、アルコールを主として扱う場所や危険・有害なものは認めない。

第5条 アルバイトをしようとする者は保護者とともに、必ず生徒指導主事との面談を受けること。

第6条 アルバイト届出用紙「アルバイト願」をもらい、求人先でアルバイト求人票を作成してもらうこと。その後に保護者、担任の許可をもらい指導部に提出すること。許可を受けた後、アルバイトを行う。

第7条 1年生については、1学期中間考査の成績で赤点や保留がなく、かつ生活態度に問題がない場合のみアルバイトを許可する。

生徒の政治的活動等について

- 1 授業、部活動、生徒会・農業クラブ・家庭クラブ等の各種委員会活動など、学校の教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことは禁止する。
- 2 放課後や休日等に学校の構内において選挙運動や政治的活動を行う場合には、施設管理や他の生徒の日常の学習活動、その他教育活動を円滑に実施する上で支障が生じる場合は、制限又は禁止する。
- 3 放課後や休日等に学校の構外において行われる選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、またそのおそれが高いと認められる場合、あるいは、自身又は他の生徒の学業や生活等への支障がある場合などは、制限又は禁止する。